

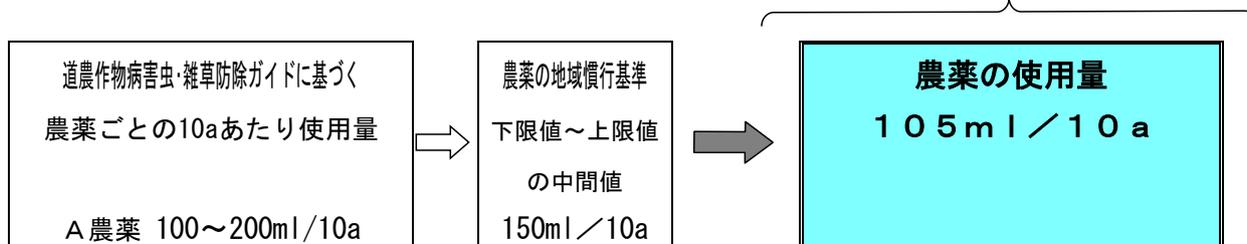
(参考)

化学肥料及び農薬の削減方法の具体的イメージ

1 農薬

<削減方法>

- ① 農薬の地域慣行基準から3割削減後の使用量 105ml/10a
〔使用量幅がある場合は中間値を基準〕
- ② 農薬の地域慣行基準からの削減量 45ml/10a

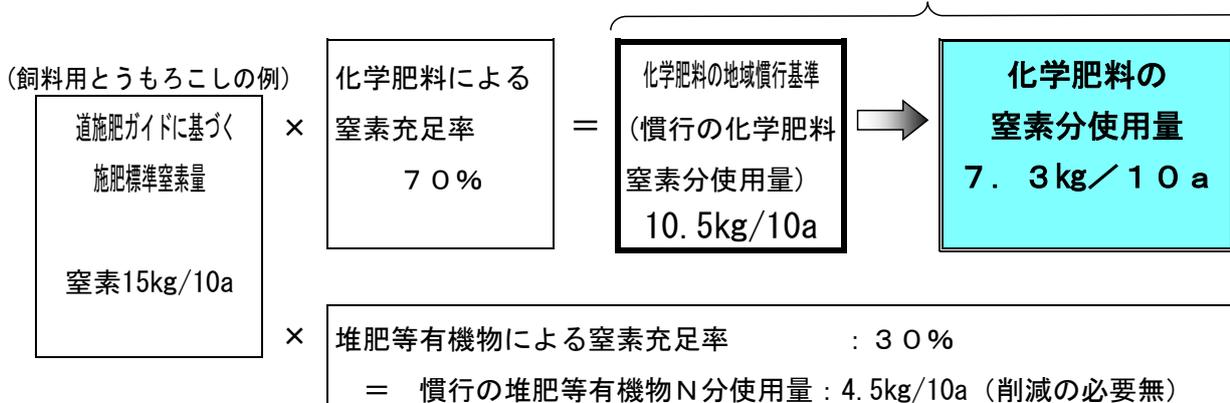


※ ただし、「環境負荷軽減型持続的生産支援事業に係る北海道設定等について」第3に記載されている21種類の農薬については、下限値での使用を認める。

2 化学肥料

<削減方法>

- ① 化学肥料の地域慣行基準から3割削減後の使用量
7.3kg/10a
- ② 化学肥料の地域慣行基準からの削減量
3.2kg/10a



※ 第2の『化学肥料の地域慣行基準』に記載されている『施肥標準窒素量』に7割を乗じた窒素量に係る堆肥等有機物による窒素充足率については、地域の実情を説明できる場合は変更することができる。

3 農薬の有効成分の延べ使用回数の考え方

- パターン1 土壤処理剤としてアルファード液剤(有効成分 トプラメゾン)を1回、
ゴーゴーサン乳剤(有効成分 ペンディメタリン)を1回使用
⇒ 有効成分の延べ使用回数として **2回**でカウント：認められる
- パターン2 土壤処理剤としてゲザノンゴールド(有効成分 アトラジン、S-メトラクロール)を1回使用出芽後、雑草繁茂のため、茎葉処理剤としてワンホープ乳剤(有効成分 ニコスルフロン)を1回使用
⇒ 有効成分の延べ使用回数として **3回**でカウント：認められない